



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 6月15日火曜日 第1566号

◇ 目 次 ◇

指定居宅支援事業者の指定（6件）.....	637
建設業者の許可の取消し.....	638
道路の供用開始（県道金子中萩停車場線）.....	639
道路の区域変更（一般国道494号）.....	639
道路の供用開始（"）.....	639
道路の供用開始（県道直瀬波草線）.....	639
道路の供用開始（県道小田柳谷線）.....	640

道路の区域変更（県道久万森松停車場線）.....	640
道路の供用開始（"）.....	640
道路の区域変更（県道広田双海線）.....	640
道路の供用開始（"）.....	641
道路の供用開始（県道広田双海線）.....	641
道路の区域変更（県道大洲野村線）.....	641
道路の供用開始（"）.....	641
道路の区域変更（県道深浦港線）.....	642
道路の供用開始（"）.....	642

告 示

○愛媛県告示第1309号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年 6月15日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300128119	株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	寺河 駿	児童居宅介護	株式会社悠遊社小田事業所	上浮穴郡小田町大字本川2424-1	平成16年 6月4日

○愛媛県告示第1310号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年 6月15日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100139118	株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	寺河 駿	身体障害者居宅介護	株式会社悠遊社小田事業所	上浮穴郡小田町大字本川2424-1	平成16年 6月4日

○愛媛県告示第1311号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年 6月15日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200160113	株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	寺河 駿	知的障害者居宅介護	株式会社悠遊社小田事業所	上浮穴郡小田町大字本川2424-1	平成16年 6月4日

○愛媛県告示第1312号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年 6月15日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300129117	有限会社介護センタ ー津島	北宇和郡津島町北瀬 乙2041番地	水 野 八重子	児童居宅介護	介護センター津島指 定訪問介護事業所	北宇和郡津島町近家 甲1623番地	平成16年 6月4日

○愛媛県告示第1313号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100140116	有限会社介護センタ ー津島	北宇和郡津島町北瀬 乙2041番地	水 野 八重子	身体障害者居 宅介護	介護センター津島指 定訪問介護事業所	北宇和郡津島町近家 甲1623番地	平成16年 6月4日

○愛媛県告示第1314号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200161111	有限会社介護センタ ー津島	北宇和郡津島町北瀬 乙2041番地	水 野 八重子	知的障害者居 宅介護	介護センター津島指 定訪問介護事業所	北宇和郡津島町近家 甲1623番地	平成16年 6月4日

○愛媛県告示第1315号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。
平成16年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般 - 15) 第15443号	平成15年 10月28日	(有)三共	西岡 武子	松山市星岡町678	平成16年 5月6日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 12) 第7435号	平成12年 12月15日	大竹建設(株)	大竹 健次	松山市新浜町12 - 1	平成16年 5月7日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 12) 第3728号	平成12年 12月28日	はぎもり電工	萩森 秀志	西予市宇和町坂戸589 - 2	平成16年 5月11日	電気工事業	建設業の廃止 (代替わり)
(般 - 14) 第4646号	平成14年 5月21日	内山建設	内山 歳和	上浮穴郡小田町大字町 村279	平成16年 5月13日	建築工事業	建設業の廃止
(般・特 - 12) 第103号	平成13年 3月25日	越智建設(株)	越智 希	今治市常盤町5 - 5 - 29	平成16年 5月14日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 15) 第15108号	平成15年 8月11日	芸予マリン(有)	矢野みゆき	東予市周布680 - 1	平成16年 5月14日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14) 第12832号	平成14年 9月1日	家高造園	家高弥寿男	北宇和郡広見町大字北 川40	平成16年 5月14日	造園工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第15019号	平成14年 5月24日	愛亀産業(株)	西山 由紀	松山市出合2599	平成16年 5月18日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 舗装工事業 造園工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第968号	平成14年 6月11日	(有)清水産業	清水 清美	喜多郡長浜町大字黒田 甲617 - 35	平成16年 5月19日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 11) 第5118号	平成12年 3月23日	泉板金	泉 明	上浮穴郡小田町大字町 村263 - 1	平成16年 5月20日	板金工事業	建設業の廃止

(般 - 14 第13691号)	平成14年 4月16日	(株)エコ企画	清水 廣茂	松山市西垣生町230 - 6	平成16年 5月24日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第8163号)	平成14年 3月16日	土居造園	近藤 正三	四国中央市土居町畑野 323 - 1	平成16年 5月25日	造園工事業	建設業の廃止 (代替わり)
(般 - 13 第14755号)	平成13年 7月6日	篠原造園	篠原 新	四国中央市妻鳥町997 - 2	平成16年 5月25日	造園工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 13 第10198号)	平成13年 7月13日	(有)黒光木材	黒光 長	周桑郡丹原町大字高松 甲2130 - 1	平成16年 5月27日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第12469号)	平成13年 11月22日	モリヒコ建設	森井 広隆	四国中央市金田町金川 784 - 2	平成16年 5月28日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(特 - 12 第14496号)	平成12年 4月25日	(株)コーノ地所	河野 隆幸	松山市三津3 - 5 - 40	平成16年 5月28日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月15日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	金子中萩停車場線	新居浜市萩生字河ノ北59番3地先から 同字56番7まで	平成16年6月15日

○愛媛県告示第1317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月15日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新 別	敷地の 員	延長	備考
一般国道	494号	上浮穴郡面河村本組1427番5	旧	メートル 13.0~17.5	キロメートル 0.060	
			新	14.6~20.0	0.060	

○愛媛県告示第1318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月15日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡面河村本組1427番5	平成16年6月15日

○愛媛県告示第1319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月15日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	直瀬洪草線	上浮穴郡面河村洪草764番2から 同村洪草761番2まで	平成16年6月15日

○愛媛県告示第1320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡柳谷村大字西谷字古味3622番4から 同字3634番1地先まで	平成16年6月15日

○愛媛県告示第1321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久谷森松停車場線	松山市久谷町甲24番2から 同町甲21番11まで	旧	メートル 4.8～9.2	キロメートル 0.046	
			新	4.8～10.5	0.046	
"	"	松山市浄瑠璃町甲997番3から 同町甲513番4まで	旧	4.0～16.0	0.088	
			新	8.0～22.0	0.088	

○愛媛県告示第1322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久谷森松停車場線	松山市久谷町甲24番2から 同町甲21番11まで	平成16年6月15日
"	"	松山市浄瑠璃町甲997番3から 同町甲513番4まで	"

○愛媛県告示第1323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	広田双海線	伊予郡中山町大字佐礼谷丙951番4から 同大字丙951番9地先まで	旧	メートル 3.9~23.8	キロメートル 0.086	
			新	6.4~25.0	0.086	

○愛媛県告示第1324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広田双海線	伊予郡中山町大字佐礼谷丙951番4から 同大字丙951番9地先まで	平成16年6月15日

○愛媛県告示第1325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広田双海線	伊予郡中山町大字佐礼谷2号49番7から 同大字3号168番1地先まで	平成16年6月15日

○愛媛県告示第1326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市森山字寺ノ尾甲779番2から 同字甲776番2地先まで	旧	メートル 4.0~7.5	キロメートル 0.109	
			新	10.5~18.0	0.109	

○愛媛県告示第1327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市森山字寺ノ尾甲779番2から 同字甲776番2地先まで	平成16年6月15日

○愛媛県告示第1328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	深浦港線	南宇和郡城辺町深浦252番2地先から 同町深浦220番1地先まで	旧	メートル 3.0～8.0	キロメートル 0.219	
			新	3.0～8.0 10.0～18.0	0.219 0.220	

○愛媛県告示第1329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	深浦港線	南宇和郡城辺町深浦252番2地先から 同町深浦220番1地先まで	平成16年6月15日